

泉南市建設工事請負業者選考要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉南市入札参加資格審査等に関する要綱(平成13年7月2日泉南市告示第40号)に基づき入札参加資格を有すると認められた建設業者(以下「有資格者」という。)の格付け及び本市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)(以下「業法」という。)第2条第1項の規定による建設工事(以下「発注工事」という。)のうち、泉南市財務規則(昭和59年3月22日規則第4号)(以下「財務規則」という。)の規定に基づく指名競争入札及び随意契約に参加させる有資格者の選定について必要な事項を定める。

(市内業者及び市外業者の区分)

第2条 市内業者とは建設業許可(業法第3条第1項に規定する許可。)を受けた主たる営業所を本市内に置く者をいい、市外業者とは市内業者以外の者をいう。

(格付けの対象となる発注工事)

第3条 格付けの対象となる発注工事(以下「対象工事」という。)は、土木一式工事、建築一式工事、管工事(上水道を除く)ほ装工事、電気工事及び造園工事とする。

2 前項に規定する対象工事以外の発注工事(以下「専門工事」という。)については、格付けを行わないことができる。

(格付けの対象となる有資格者)

第4条 格付けの対象となる有資格者は、次の各号をすべて満たした者とする。

(1) 市内業者のうち、建設業許可を受けた主たる営業所を本市内に置いたのち連続して3年を経過している者。

(2) 対象工事ごとに建設業許可を有し、かつ当該対象工事の業法第27条の23に規定する経営事項審査(以下「経審」という。)を受けたうえで、有資格者となった期間が連続して3年を経過した者。ただし、格付け対象年度の前年度1年に限り有資格者ではなかった者についても格付けの対象とする。

(3) 対象工事について、格付け審査に採用した経審の平均完成工事高があることを確認できる者。ただし、現在格付けされている有資格者で、市長が特に認める者はこの限りでない。

2 前条第1項に規定する6業種のうち、管工事(上水道を除く)又は電気工事に格付けされた有資格者については、他の4業種の格付けを行わないものとする。

3 第1項第1号に規定する業者以外の有資格者は、格付けを行わないことができる。

(格付けの対象となる有資格者の例外)

第4条の2 次の各号の全てに該当する者については、対象工事を一般競争入札により発注する場合に限り、前条第1項第1号の規定を満たしているものとみなし、同条の規定を準用する。

- (1) 建設業許可を受けた主たる営業所を本市内から市外へと変更した者で、対象工事において第5条第1項の規定により格付された有資格者となっていた者であること。
- (2) 建設業許可を受けた従たる営業所を引き続き本市内に置いていること。
- (3) 泉南市税を完納していること。

(格付けの方法)

第5条 有資格者の格付けは、経審の審査結果による総合評定値及び本市の主観的事項である防災協定点を総合的に勘案して算出した格付総合評点に基づき、第3条第1項に掲げる対象工事別に別表1のとおり行うものとし、第4条第1項第2号ただし書きに規定する者については別表2のとおり行うものとする。

- 2 格付け総合評点の算出方法及び級別の有資格者数の基準については、別に定める。

(昇級及び降級の基準)

第6条 前条第1項の規定により格付けされた有資格者(以下「格付業者」という。)で級別格付業者が前年度の等級よりも昇級及び降級する場合は、直近の1等級を限度とする。ただし、土木一式工事又は建築一式工事のA級の格付業者が次項の要件を満たさなくなった場合は、この限りでない。

- 2 土木一式工事及び建築一式工事におけるB級以上への昇級は、業法第15条の規定による特定建設業の許可を取得しており、かつ、業法第26条第4項の規定による監理技術者を常時雇用している者に限る。

(格付けの実施)

第7条 格付けは、毎年度これを行うものとする。ただし、土木一式工事又は建築一式工事のA級又はB級の格付業者が前条第2項に該当しなくなった場合及び市長が必要と認めた場合においては、その都度変更するものとする。

(格付けの有効期間)

第8条 格付けの有効期間は、格付けを決定した日から、前条の規定に基づき、翌年度の格付けを行う前日までとする。

(指名競争入札等による発注の基準)

第9条 第5条第1項により格付けを行った対象工事を、指名競争入札及び随意契約により発注する場合の発注基準額は、別表3のとおりとする。ただし、希望型指名競争入札要綱(平成18年10月2日施行)に基づく希望型指名競争入札(以下「希望型入札」という。)を実施する場合における発注基準額は、別に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、土木一式工事のE級、建築一式工事のD級及び管工事(上水道を除く)のC級に格付けされた格付業者は、それぞれの業種において発注基準額300万円未満の対

象工事に限り、第10条第3項に基づき指名できるものとする。

3 発注基準額は、設計金額とする。

(指名業者の選定)

第10条 発注工事の種類が対象工事の場合は、格付業者の中から指名業者を選定するものとする。

2 発注工事が専門工事の場合又は特別の事由がある場合は、その都度必要な事項を定め、指名業者を選定するものとする。

3 前2項の規定による指名業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意して、発注工事についての適格性等を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 発注工事の種類及び発注基準額の対応等級

級別格付けを行った対象工事に係る指名業者の選定は、前条第1項に定める対象工事別の発注基準額に対応する等級に属する格付業者の中から行うものとする。ただし、希望型入札を実施する場合については、この限りでない。

(2) 発注工事についての技術的適性

(ア) 発注工事の同種工事についての相当の施工実績

(イ) 発注工事を適正に施工管理するに足りる有資格技術者が確保できると認められること

(3) 発注工事についての地域的適性

本店の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工程及び工事規模等に応じて、当該発注工事を確実にかつ円滑に実施できること。

(4) 本市に置ける施工中の工事の保有量及び進捗状況

手持ち工事の件数、進捗状況からみて当該発注工事を施工する能力があること。

(5) 過去の指名及び受注状況

(ア) 過去の指名及び受注状況並びに工事实績等を勘案しながら、指名の公平性を確保するよう配慮すること。

(イ) 工事種別、規模等に応じて、連続受注、重複指名を制限するための措置を行うことができるものとする。

(6) 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用状況

建設業法第26条の規定に基づき配置が必要な技術者について、社会保険の加入状況等により雇用関係が明らかになっていること。

(7) 資本関係のある複数の者の指名制限

入札の適正さが阻害されると認められる下記に該当する一定の資本関係のある複数の者の同一入札への指名は行わないものとする。

(ア) 親会社(商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ウ) その他上記(ア)又は(イ)と同一視しうる資本関係にあり、入札の適正さが阻害されると認

められる場合

(8) 人的関係のある複数の者の指名制限

入札の適正さが阻害されると認められる下記に該当する一定の人的関係のある複数の者の同一入札への指名は行わないものとする。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(ただし、監査役は役員に含まないものとする。)

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他上記(ア)又は(イ)と同一視しうる人的関係にあり、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(9) 経営状況

客観的に経営状況が不健全であると判断される有資格者は選定しない。

(10) 次の各項目の一に該当する場合で、やむを得ないと認めるときは、前各号の規定にかかわらず指名することができる。

(ア) 特殊な技術、経験又は機械を要する工事

(イ) 用地買収又は支障物件の除去に協力があつた工事

(ウ) 災害等における緊急を要する工事

(エ) 発注工事の性質又は目的により、特に必要と認める場合

(指名業者の選定数)

第11条 指名業者の選定数の基準については、別表4のとおりとする。ただし、選定すべき業者数の確保が困難な場合で、かつ入札の競争性が確保できると判断した場合又は希望型入札を実施する場合は、この限りでない。

(共同企業体の指名)

第12条 経常建設共同企業体への発注については、単体の有資格者を補完するものとして行い、その適正な活用に配慮するものとする。

2 特定建設企業体への発注については、大型工事又は工事の性質、目的からこの方式が適切なものと認められるものに限り行うものとする。

(指名停止)

第13条 泉南市建設工事等指名停止要綱(平成15年7月28日泉南市告示第39号)(以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止期間中である有資格者は、指名しないものとする。

2 前項の有資格者を構成員として含む共同企業体については、指名しないものとする。

(指名の取消し)

第14条 指名停止要綱に該当し、または契約の相手方としてふさわしくない者であることが明ら

かとなった場合、若しくはこれらの事由が生じた場合には、すでに通知した指名を取り消すことができる。

2 同時期に2件以上の建設工事の指名を受けている有資格者が、指名中の建設工事のうち1件を落札した場合には、他の建設工事の指名を取り消すことができるものとする。

ただし、この取り扱いを行うときは、あらかじめ現場説明書等においてその旨を通知するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則(昭和55年10月8日泉南市告示第58号)

この要綱は、昭和55年10月8日から施行する。ただし、第11条の規定は、昭和55年度は適用しない。

附 則(昭和56年9月3日泉南市告示第31号)

この要綱は、昭和56年9月3日から施行する。

附 則(昭和58年12月1日泉南市告示第56号)

この要綱は、昭和58年12月1日から施行する。

附 則(昭和59年5月24日泉南市告示第24号)

この要綱は、昭和59年5月24日から施行する。

附 則(昭和60年9月5日泉南市告示第27号)

この要綱は、昭和60年9月5日から施行する。

附 則(昭和63年4月22日泉南市告示第22号)

この要綱は、昭和63年4月22日から施行する。

附 則(平成元年11月21日泉南市告示第72号)

この要綱は、平成元年11月21日から施行する。

附 則(平成2年10月24日泉南市告示第34-2号)

この要綱は、平成2年10月24日から施行する。

附 則(平成7年12月25日泉南市告示第115号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の泉南市建設工事請負業者等選

考要綱の規定は、平成7年12月12日から適用する。

附 則（平成8年5月20日泉南市告示第38号）
この要綱は、平成8年6月14日から施行する。

附 則（平成9年6月3日泉南市告示第65号）
この要綱は、平成9年6月3日から施行する。

附 則（平成11年1月5日泉南市告示第3号）
この要綱は、平成11年1月5日から施行する。

附 則（平成11年11月9日泉南市告示第93号）
この要綱は、平成11年11月9日から施行する。

附 則（平成12年4月1日泉南市告示第32号）
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年7月2日泉南市告示第39号）
この要綱は、平成13年7月2日から施行する。

附 則（平成14年8月1日泉南市告示第56号）
この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年7月25日泉南市告示第38号）
この要綱は、平成15年7月25日から施行する。

附 則（平成17年8月1日泉南市告示第70号）
この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日泉南市告示第102号）
この要綱は、平成18年10月2日から施行する。

附 則（平成19年8月27日泉南市告示第92号）
この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年8月31日泉南市告示第66号）
この要綱は、平成21年9月7日から施行する。

附 則（平成24年8月27日泉南市告示第57号）
この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則（平成25年8月28日泉南市告示第83号）
この要綱は、平成25年9月2日から施行する。

附 則（平成29年8月28日泉南市告示第102号）
この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年10月19日泉南市告示第134号）
この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日泉南市告示第25号）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月28日泉南市告示第146号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日泉南市告示第51号）
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

対象工事の種類	格 付 け						
土木一式工事	A	B	C 1	C 2	C 3	D	E (新規格付業者)
建築一式工事	A	B	C			D (新規格付業者)	
管工事 (上水道を除く)	A	B	C (新規格付業者)				
ほ装工事 電気工事 造園工事	等級を定めず格付けを行う。						

別表2（第5条関係）

対象工事の種類	対象時点	格 付 け									
土木一式工事	格付け対象 年度の 前々年度	A	B	C 1	C 2	C 3	D	E	待機期間 終了	待機中	
	格付け 対象年度	B	C 1	C 2	C 3	D	E	E	E	1年目 から	
建築一式工事	格付け対象 年度の 前々年度	A		B		C		D		待機期間 終了	待機中
	格付け 対象年度	B		C		D		D		D	1年目から
管工事 (上水道を除く)	格付け対象 年度の 前々年度	A		B		C		待機期間 終了		待機中	
	格付け 対象年度	B		C		C		C		1年目から	
ほ装 電気 造園	格付け対象 年度の 前々年度	格付け			待機期間 終了			待機中			
	格付け 対象年度	格付け			格付け			1年目から			

「待機期間終了」とは市内業者のうち、第4条第1項第2号に規定する格付けの対象となる有資格者となった期間が連続して3年を経過した状態を、同じく「待機中」とは連続して3年を経過しない状態をいう。

別表3（第9条関係）

格付け	対象工事別発注基準額			
	土木一式工事	建築一式工事		管工事 (上水道を除く)
		総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事		
A	300,000 千円未満	600,000 千円未満	600,000 千円未満	60,000 千円未満
B	150,000 千円未満	150,000 千円未満	250,000 千円未満	15,000 千円未満
C	1 60,000 千円未満	50,000 千円未満	50,000 千円未満	1,300 千円以下
	2 40,000 千円未満			
	3 25,000 千円未満			
D	10,000 千円未満	1,300 千円以下	1,300 千円以下	
E	1,300 千円以下			

ほ装工事・電気工事・造園工事については、発注基準額は定めず格付け業者により発注する。ただし、新規格付け業者及び第4条第1項第2号ただし書きに規定する者の発注基準額は1,300千円以下とする

別表4（第11条関係）

対象工事の種類	発注基準額	選定数
土木一式工事 管工事 (上水道を除く)	15,000 千円未満	5社以上
	15,000 千円以上～300,000 千円未満	7社以上
建築一式工事	60,000 千円未満	5社以上
	60,000 千円以上～600,000 千円未満	7社以上